

兵庫県告示第404号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成26年5月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 起業者の名称

朝来市

2 事業の種類

朝来市保健センター及び南但休日診療所整備事業並びにこれらに伴う附帯工事

3 起業地

(1) 収用の部分

兵庫県朝来市和田山町法興寺字藤ノ木地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

朝来市保健センター及び南但休日診療所整備事業並びにこれらに伴う附帯工事（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20条各号が規定する事業の認定要件を全て充足していると判断される。

(1) 法第20条第1号要件について

本件事業は、法第3条第24号に掲げる「地方公共団体が設置する診療所」及び第31号に掲げる「地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当すると認められる。

また、本件事業の本体事業と一体的に施行する調整池は、法第3条第35号に掲げる「事業のために欠くことができないその他の施設」に該当すると認められる。

よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号要件について

本件事業の起業者である朝来市は、平成25年9月に「第2次朝来市総合計画」を策定し、本件事業に必要な財源措置を講じるとともに、南但広域行政事務組合との協定に基づき休日診療所を整備するものであり、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号要件について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業を施行する朝来市は、現在、朝来市和田山保健センターにおいて、市民の健康づくりの拠点として健康相談や健康教育、健康診査など種々の保健事業を展開している。

近年では、少子高齢化の進行や家庭の核家族化、ひとり暮らしの世帯の増加といった社会構造の変化や、生活習慣病やこころの病の増加により、さらなる保健サービスの提供・充実が求められている。

しかしながら、母子保健事業や成人保健の検診項目・検診日数の増加、健康教室の増加等、事業が増大する一方で、施設の老朽化が進むとともに諸室が手狭になり、十分な駐車台数を確保することも困難な状況となっている。また、プライバシーに配慮した相談室や内科・歯科検診室がなく、エレベーター等も設置されていないため、利用しづらい施設となっている。加えて円山川の浸水想定区域に立地しており、防災上の課題も抱えているため、立地面においても改善が求められている。

一方、同センターに併設された南但休日診療所においては、南但馬地域唯一の休日診療所として、日曜・祝日・年末年始等に診療が行われている。

近年では、地域医療においても、医師不足や2次医療・2次救急医療の縮小など医療供給体制に大きな課題を抱えており、休日等における1次救急医療の役割はさらに重要なものとなっている。

しかしながら、南但休日診療所も老朽化が進み、待合や処置室も手狭で、インフルエンザ等の感染症流行時には一般患者との隔離も困難な状況となっている。

本件事業は、朝来市保健センターを新たに整備することにより、様々な母子保健活動や健康増進活動、相談事業、その他の保健医療に関する活動を行うのに適した広さの諸室及び駐車台数を確保するものである。また、併設する南但休日診療所も新たに整備することにより、診療を行うのに適した諸室が確保でき、同時に複数人への処置をすることや、感染症流行時には処置室を分けること等が可能となる。さらに、地域医療の核として整備される朝来医療センターの隣接地に整備することから、医療と保健福祉

の連携、症状の重い患者の迅速かつ円滑な搬送・治療が可能となるなど、本件事業の施行による公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）に定める対象事業ではないため、起業者が任意に調査したところ、保護のため特別の措置を講ずべき動植物等については、本件事業の施行によりその生息環境に及ぼされる環境影響の程度は極めて小さいと判断される。また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地も確認されていないことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業の起業地の選定について

本件事業の起業地の選定にあたっては、（1）社会的条件：交通条件／広域幹線道路からのアクセス性が高く、公共交通網も整備されていること、環境条件／良好な都市環境の形成を図れ、自然災害時には夜間救護所や福祉的避難所機能を有する施設として安全・安心を確保することができること、（2）技術的要件：大規模な造成工事や仮設進入路などの工事が少ないこと、工事の際の騒音や振動発生を抑えられること、（3）経済的条件：費用（工事費、用地費等）について経済性に優れていること、計画中の朝来医療センターとの連携や有効活用により運営経費の抑制ができること、以上3つの観点から選定した4案の候補地を比較考量のうえ選定されている。

その結果、4案の中で最も優れた案を選定しており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

エ 総合的判断

アで述べたところの公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように、本件事業の起業地の選定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたとおり、現施設の老朽化が進み、諸室も手狭になり、プライバシーも確保できない等、事業の実施に支障をきたしている。さらに、立地面においても浸水想定区域内にあることから、本件事業は、事業の緊急性の点において、起業地を収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

ウ 収用又は使用の別の合理性

起業地は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段になじまないため、収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

エ 総合的判断

ア、イ及びウで述べたように、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

朝来市役所総務部財務課